

山梨県公報

第千四百五十五号

平成十六年

二月二十六日

木曜日

目次

告示

保安林の指定の解除の予定	一一一
土地改良区の解散の認可	一一一
土地改良区の解散	一一一
土地収用事業の認定	一一一
道路の区域変更(三件)	一一二
道路の供用開始	一一三
都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について容積率等を定める告示	一一三
公告	一一四
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	一一四
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	一一四
教育委員会	一一五
山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則の一部を改正する規則	一一五
公安委員会	一一五
遊技機の型式の検定	一一〇

告示

山梨県告示第八十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十六年二月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

一 解除に係る保安林の所在場所

南アルプス市芦安芦倉字野呂川入西方一六八四(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
公衆の保健

三 解除の理由
国立公園事業用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定により、平成十六年二月十八日湯沢塚原土地改良区の解散を認可した。
平成十六年二月二十六日
山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第八十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第一項第二号の規定により、平成十六年二月十八日石和町中部土地改良区は解散した。
平成十六年二月二十六日
山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第八十七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。
平成十六年二月二十六日
山梨県知事 山本 栄彦

一 起業者の名称
白州町

二 事業の種類
白州第三地区農業集落排水処理施設建設事業

三 起業地

1 収用の部分 北巨摩郡白州町大字鳥原字新田原地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号要件

白州第三地区農業集落排水処理施設建設事業(以下「本事業」という。)(は、法

第三条第三十一号に掲げる「地方公共団体が設置するその他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関するものであることから、法第二十条第一号に該当する。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、用地補償費については既に財政措置を講じ、建設工事費等については平成十六年度に財政措置を講ずることとしており、本事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。

3 法第二十条第三号要件

(一) 本事業は、白州町の鳥原区、荒田区及び松原区（白州第三地区）に生活雑排水及びし尿を処理する施設を建設するもので、町内に順次整備する計画の六箇所目に当たる事業である。近年の生活様式の高高度化及び農業生産様式の変化等、農業・農村を取り巻く環境の変化により、当該地区においても農業用排水の汚濁が進行している状況にある。このため本事業を施行するものであり、農業用排水の水質が保全され、農村生活環境の改善が図られるとともに、公共用水域の水質保全に寄与すると認められることから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられること。

(二) 本事業の施行により周辺の環境に与える影響は少ないと見込まれることから、失われる公共の利益は軽微なものであると考えられること。

(三) 起業地は、騒音及び臭気等の周辺住民への影響、経済性等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであること。

(四) 本事業に係る起業地の範囲は、農業集落排水施設設計指針に基づき積算した施設規模等としており、必要な範囲であると認められること。

(五) (一)から(四)までの理由により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

本事業は、第四次白州町総合計画に位置付けられた事業であり、当該地区の自治会から陳情書が提出されていることなど、早急に施行する必要性が高い事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1 から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

白州町環境課

山梨県告示第八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十六年三月十八日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年二月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 万力小屋敷線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
塩山市大字上於曾字宮ノ窪三九二番の二二地先から 塩山市大字上於曾字宮村一〇五四番の三地先まで	一七・〇〇 三三三・二二	五・五 一一・六	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
				一八四・〇

山梨県告示第八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十六年三月十八日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年二月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 中道塩山線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
塩山市大字上於曾字宮村一〇三五番の一四地先から	五・八 二六・二二	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	九二・〇

塩山市大字上於曾字宮村一〇四三番の一地
先まで

新	一七・〇 二六・三	九二・〇
---	--------------	------

山梨県告示第九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十六年三月十八日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年二月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 塩山勝沼線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
塩山市大字上於曾字宮村一〇四三番の一地 地先から 塩山市大字上於曾字宮村一〇三五番の一四 地先まで	五・八 二六・二	一七・〇 二六・三		九二・〇

山梨県告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年三月十八日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年二月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	武田八幡神社線	韮崎市神山町大字鍋山字釜無河原 一級河川富士川右岸堤防敷	二六二・〇	平成十六年 二月二十七

地先から
韮崎市水神一丁目 一級河川富士川左岸堤防敷地先まで

日

山梨県告示第九十二号

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について容積率等の限度を定める告示を次のように定める。
平成十六年二月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について容積率等の限度を定める告示

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号。以下「法」という。）第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号二及び別表第三の五の項の規定により都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について特定行政庁が定める容積率等の数値は、次の表の各項に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ当該各項に定めるとおりとする。

区 域	容積率	建ぺい率	(に)	(ほ)
一 甲府都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域（甲府市及び次項の区域を除く。）	十分の二	十分の六	一・二五	一・五
二 竜王町のうち用途地域の指定のない区域（次項及び四の項の区域を除く。）	十分の二	十分の六	一・二五	一・二五
三 竜王町竜王及び竜王新町のうち次の図に示す区域	十分の二	十分の六	二・五	一・五

四	竜王町竜王、篠原及び西八幡のうち次の図に示す区域	十分の八	十分の五	一・二五	一・二五
五	峡東都市計画、東八代都市計画、市川大門都市計画、増穂都市計画、峡西都市計画、葦崎都市計画、身延都市計画、富士北麓都市計画、都留都市計画、大月都市計画及び上野原都市計画の各区域のうち用途地域の指定のない区域（次項から十二の項までの区域を除く。）	十分の二	十分の七	一・二五	一・五
六	富士吉田市上吉田、新屋及び松山のうち次の図に示す区域	十分の十	十分の六	一・二五	一・五
七	富士吉田市上吉田及び新倉のうち次の図に示す区域	十分の三	十分の七	二・五	一・五
八	大月市賑岡町畑倉、賑岡町強瀬、七保町下和田、七保町葛野、猿橋町猿橋、猿橋町伊良原、猿橋町藤崎及び富浜町鳥沢のうち次の図に示す区域	十分の二	十分の六	一・二五	一・五
九	春日居町小松、国府及び鎮目のうち次の図に示す区域	十分の四	十分の七	二・五	一・五
十	一宮町田中のうち次の図に示す区域	十分の四	十分の七	二・五	一・五
十一	富士河口湖町船津、浅川及び小立のうち次の図に示す区域	十分の四	十分の七	二・五	一・五
十二	富士河口湖町船津、小立及び勝山のうち次の図に示す区域	十分の十	十分の六	一・二五	一・五

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県土木部建築指導課及び各地域振興局建設部並びに係市町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

附則

この告示は、平成十六年五月十七日から施行する。

公 告

● 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり昭和町西条第一土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があった。

平成十六年二月二十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

氏 名	住 所
泉 幸弘	中巨摩郡昭和町紙漕阿原千七百三十三番地
塩澤 登	中巨摩郡昭和町西条四千二百三番地
秋山 等	中巨摩郡昭和町西条四千三百三十六番地
中澤 博	中巨摩郡昭和町西条二千六百六十九番地
角野 幹男	中巨摩郡昭和町西条四千六百六十九番地
長田 傳	中巨摩郡昭和町西条四千二百五番地の三
角野 英雄	中巨摩郡昭和町西条四千四百四十七番地
中込喜代子	中巨摩郡昭和町西条四千二百六番地の二
向山 聖謨	中巨摩郡昭和町西条四千四百四十三番地
久保田芳人	中巨摩郡昭和町西条四千五百四十四番地
志村 恂直	中巨摩郡昭和町西条四千二百八番地
高野 孝久	中巨摩郡昭和町西条五千二百四十七番地

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十六年二月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域（丁区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡竜王町篠原字歳ノ神四五四の一、四五四の二、四五四の三、四五四の四、
四七二の一、四七二の二及び四七二の三並びに字大明神三一六五の二
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり
水路	

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び竜王町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡竜王町篠原四百七十一番地 大久保幹夫

教育委員会

山梨県教育委員会規則第二号

山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年二月二十六日

山梨県教育委員会

委員長 志村 洸

山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則（昭和三十四年山梨県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表小学校の部同年年の児童で編制する学級の項の次に次のように加える。

右の学級のうち、児童の実態を考慮して特に必要があると認められるもの

三十人

第一号様式から第四号様式までを次のように改める。

山梨県教育委員会教育長 殿

市町村教育委員会

印

学級編制協議書

年度の学級編制を次のとおり行いたいので、山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則第4条第1項の規定により関係書類を添えて協議します。

1 小学校

学 校 名	学 級 数	1 学 級 の 基 準 児 童 数			
		第 学 年 ～ 第 学 年	第 学 年 ～ 第 学 年	複式学級	特殊学級

2 中学校

学 校 名	学 級 数	1 学 級 の 基 準 生 徒 数			
		第1学年	第2学年	第3学年	特殊学級

第2号様式(第4条関係)

学級編制一覽表

学校 _____

(

教育委員会)

学 校 名	1 年		2 年		3 年		4 年		5 年		6 年		合 計			
	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	普通	特殊	学級
	生徒	数	生徒	数	生徒	数	生徒	数	生徒	数	生徒	数	生徒	学級	学級	計

(注) 1 この表は、小学校・中学校別に作成すること。
 2 特殊学級及びその対象児童・生徒数については、障害の区分に応じ、次の記号を用いて外数で記載すること。
 知的障害…… () 肢体不自由……[] 病弱・身体虚弱…(())
 弱 視…… { } 難 聴……【 】 情 緒 障 害……〈 〉

学 級 編 制 表

							学校	
学 級 区 分		1 学 年	2 学 年	3 学 年	4 学 年	5 学 年	6 学 年	計
単 式 学 級	1 組							
	2 組							
	3 組							
	4 組							
	5 組							
	6 組							
	7 組							
	8 組							
	9 組							
	10 組							
	小 計							
複 式 学 級	・ 年学級							
	・ 年学級							
	・ 年学級							
特 殊 学 級								
合 計								
学 級 数			教 室 数					
普通学級	特殊学級	計	普通教室 (A)	特別教室 (B)	(B)のうち普通 教室に転用可能 なもの (C)	計 (A)+(C)		

- (注) 1 この表は、各小学校・中学校ごとに作成すること。
 2 特殊学級の欄には、次の区分により記載すること。
 知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、情緒障害

文書番号
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

市町村教育委員会

印

学級編制変更協議書

年 月 日付け教総 第 - 号で同意のあった次の学校に係る学級編制を変更したいので、山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則第4条第1項の規定により関係書類を添えて協議します。

学校名	区分	学級数	1学級の基準児童生徒数
	新		
	旧		
	新		
	旧		

- 1 変更しようとする時期 年 月 日
- 2 変更しようとする理由

附則
この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

公安委員会

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十九年二月二十五日までとする。

平成十六年二月二十六日

山梨県公安委員会

委員長 鶴田 美枝

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種類及び区分	型式の概要		検定番号
		型式名	製造又は輸入業者名	
タイヨーエレクトク株式会社 代表取締役 佐藤英理子 愛知県名古屋市中村区見寄町一 二五番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRヌイ ポ一ヌイ ポ一R	タイヨー エレクトク 株式会社	三〇〇九九五
タイヨーエレクトク株式会社 代表取締役 佐藤英理子 愛知県名古屋市中村区見寄町一 二五番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRヌイ ポ一ヌイ ポ一R	タイヨー エレクトク 株式会社	三〇一〇二五

株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRデイ スコキン GLA	株式会社 ニューギン	三〇〇九七七
株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRデイ スコキン GLA	株式会社 ニューギン	三〇〇九七四
株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRデイ スコキン GLA	株式会社 ニューギン	三〇〇九七四
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CR暴れ ん坊將軍 R	株式会社 藤商事	三〇一〇〇五
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CR暴れ ん坊將軍	株式会社 藤商事	三〇一〇三九

大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	C		
株式会社藤商事 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	C R 暴 れ ん 坊 将 軍 S	株式会社 藤商事	三〇一〇五〇
山佐株式会社 代表取締役 佐野慎一 岡山県新見市高尾三六二番地の一	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	テンカフ	山佐株式会社	三四一〇三二
マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目一二七番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	C R 純 次 M X	マルホン工業株式会社	三〇一〇二六
マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目一二七番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	C R 純 次 F X	マルホン工業株式会社	三〇一〇五一
マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目一二七番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	C R 純 次 M	マルホン工業株式会社	三〇一〇七三

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番